

水資源開発を巡る現状認識

戦後、産業の著しい発展、都市人口の急激な増加と集中及び生活水準の向上を背景として、大都市圏を中心に水需要が急激に増加深刻かつ慢性的な水不足を解消するため、昭和36年に水資源開発促進法を制定し、水資源開発基本計画(フルプラン)に基づき、水資源開発施設を整備一部の施設は整備中であるものの、**現行水資源開発基本計画に示す供給目標は概ね達成する見通し**一方で、施設は整備されたものの、安全度は一定の水準を目安としたものであり、それを超える渇水の発生を想定することが必要加えて、施設の老朽化や地震等大規模災害への対応など、**水の安定供給への備えが必要**

中間とりまとめにおける5つの水資源政策と15の具体的取組

3. 健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会 < 3つの取組 >

- (1) 健全な水循環系の構築(水循環計画の策定・推進)
- (2) 低炭素社会に向けた取組(小水力発電の促進)
- (3) 水環境・生態系の保全・再生

1. 安全・安心水利用社会 < 6つの取組 >

- (1) 大規模災害等危機時の必要な水の確保
- (2) 水インフラの老朽化への対応
- (3) 気候変動リスクへの適応策
- (4) ゼロ水(危機的な渇水)への備え
- (5) 水需給バランスの確保(戦後最大級渇水を含め評価)
- (6) 安全でおいしい水の確保(水質リスクの低減)

2. 持続的水利用社会 < 4つの取組 >

- (1) 住まい方等に着眼した節水型社会の構築
- (2) 地下水の総合的管理
- (3) 雨水・再生水の計画的な利用
- (4) 水源地域への感謝に根差した振興対策

4. 教育・普及啓発による水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成 < 1つの取組 >

- (1) 「水文化」に日常的に触れる機会を生むなど、地域の状況に応じた教育の具体的方策を検討 / 社会全体の水に関するリテラシーを向上

5. 世界の水問題解決や水関連技術に関する国際社会におけるプレゼンスの確立 < 1つの取組 >

- (1) 「チーム水・日本」として産・学・官・NPO等が一体 / 国際貢献と国際市場の獲得に向けた重層的な取組を推進

幅を持った社会システム(全体システム)

水の安定供給へのステップアップ ~ 具体的施策(3本の柱) ~

地震等大規模災害への対応

国民生活や社会経済活動に最低限必要な水を確保し、水供給能力の迅速な回復を図る

- ・被害を最小限に抑えるための事前準備
- ・水供給施設の一体的な連携

ゼロ水(危機的な渇水)への備え

水源が枯渇し、国民生活や社会経済活動に深刻かつ重大な支障が生じないようにする

- ・ゼロ水(危機的な渇水)を想定した危機管理の準備
- ・水系の関係者間で渇水被害軽減措置の合意形成を促進

水インフラの老朽化対策

水インフラの機能を確実な発揮・トータルコストの低減を図る

- ・施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく着実な維持管理の実施及び技術開発

施設整備は、地域の実情に応じて引き続き実施

人・モノ・財源といった資源の制約条件の下でも、**既存の水インフラを賢く活用し、効率的な水供給を図ることが重要**

上記対策を実施するにあたっては、水質の保全、地球温暖化に伴う降雨形態の変化等の気候変動に留意すると共に、水循環の健全化、国際貢献、水資源に関する教育・普及啓発等への取組を推進する等、**いかなる事態が生じても、柔軟かつ臨機に、包括的に対処することにより、水の安定供給に寄与する「幅を持った社会システム」の構築を目指すことが重要**

全ての国民が水の恵みを未来にわたって享受することができる社会を形成